

久留米市公告第200号

市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年 7月 14 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）
- (2) 履行場所 : 久留米市城南町
- (3) 業務内容 : 別紙「市庁舎便所衛生器具取替業務委託（第4工区）仕様書等」のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 入札予定価格及び入札書比較価格 :
 - 予定価格 15,301,000 円(うち消費税及び地方消費税等の額 1,391,000 円)
 - 入札書比較価格 13,910,000 円(税抜)
- (6) 最低制限価格及び最低制限比較価格 :
 - 最低制限価格 14,076,920 円(うち消費税及び地方消費税等の額 1,279,720 円)
 - 最低制限比較価格 12,797,200 円(税抜)
- (7) 支払条件 : 前金払いあり（金額は久留米市金銭会計規則による）
部分払いなし
- (8) 契約条項を示す場所 : 都市建設部設備課
(久留米市庁舎 11 階)

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。

ア. 久留米市内 県税及び市税

イ. アを除く福岡県内 県税

- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 久留米市内に本店もしくは支店、営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和 50 年 4 月 1 日久留米市規則第 9 号）第 16 条第 3 項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されているものであること。
- (9) 名簿の登録業種が「管」であり、かつ C ランクであること。
- (10) 過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）に、国若しくは地方公共団体において、便所改修の実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請

入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）、過去 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）に、国若しくは地方公共団体において、便所改修の業務を請負った契約書の鑑を提出すること。

4 入札

(1) 入札方法

郵便入札 ※市窓口への持ち込みは不可とする。

(2) 提出書類

ア. 入札書（第 2 号様式）

イ. 入札参加資格確認申請書類（3. 入札参加資格確認申請参照）

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 27 日（月）17 時 00 分必着

(4) 提出先

事務局(10. 問い合わせ先参照)

(5) 郵送方法

①内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

②内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③外封筒には、②の内封筒及び提出書類

封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、事業所名及び宛先を記入し、裏面に、業

務名、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

なお、一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。

（６）入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

イ 久留米市に到着した入札書は書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。

ウ 入札者が１者であっても、入札は有効とする。

エ 入札回数は、１回とする。

５ 開札

（１）日時：令和８年７月３０日（木）１４時００分

（２）場所：久留米市城南町１５－３ 久留米市庁舎１１階会議室

（３）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

６ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

規則第７条第１項第３号に基づき免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、会計規則第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第２７条に該当する場合は免除する。

７ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格のない者が入札したとき

（２）入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

（３）所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

（４）入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア. 受付期間：公告日から令和8年7月16日（木）17時まで

イ. 受付場所：事務局(10. 問い合わせ先参照)

ウ. 質問の提出方法：

質問事項を指定の質問書（第3号様式）に記載し、FAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

エ. 質問に対する回答：

令和8年7月21日（火）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札日の翌日から起算して6日以内{期間満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで}に市が示す契約書により契約締結の手続をすること。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りではない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 都市建設部 設備課 高木、重野、相園

住所：〒830-8520 久留米市城南町 15-3 久留米市庁舎 11 階

電話：0942-30-9233

FAX：0942-30-9707

E メール：setsubi@city.kurume.lg.jp